

## 福島県行政書士会県南支部 ホームページ管理運営指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、福島県行政書士会県南支部（以下、「県南支部」という。）が、県南支部のホームページ（以下、「支部ホームページ」という。）を適切且つ円滑に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 支部ホームページは、一般の閲覧者、会員、及び単位会への情報提供の手段として構築するものとし、行政書士の知名度向上及び制度の普及に資することを目的とする。

### (所管)

第3条 支部ホームページの充実を図り、掲載するコンテンツを適正に管理するため、支部ホームページ管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、県南支部長及び副支部長とする。
- 3 管理者の所掌事項は、所管する事務事業に関するコンテンツ企画の可否、コンテンツの掲載の可否、対外的な対応に関することとする。

第4条 支部ホームページの継続的な運用を図るため、支部ホームページサーバ管理者(以下「サーバ管理者」という。)を置く。

- 2 サーバ管理者は、県南支部の事務局及び会計担当とする。
- 3 サーバ管理者の所掌事項は、サーバの更新契約手続き、サーバ使用料の支払い、県南支部会員の個人データの収集と管理に関することとする。

第5条 支部ホームページの適切な運用と活用を図るため、支部ホームページ運営管理者(以下「運営管理者」という。)を置く。

- 2 運営管理者は、県南支部の理事（広報担当）とする。
- 3 運営管理者の所掌事項は、ホームページの修正・削除、更新、企画立案、情報収集に関することとする。
- 4 運営管理者がデータを公表する場合は、管理者のうちいずれか1名以上の承認を得ることとする。

### (管理者の責務)

第6条 管理者は、支部会員へのサービス向上のために、所管する事務事業に係る情報の提供及び蓄積並びに双方向の情報交流に積極的に努めなければならない。

2 管理者は、次に掲げる情報を会員ホームページ上で発信するよう努めなければならない。

- (1) 所管する事務事業の内容及びサービスに関する情報
- (2) 支部会員の閲覧に供するために作成された各種報告書、資料及び広報等の情報
- (3) その他管理者が公益上必要と認める情報

(掲載基準)

第7条 支部ホームページは、次の各号の掲載基準に抵触するものであってはならない。

- ・法令及び支部会則並びに公序良俗に反しないこと。
- ・支部及び行政書士の名誉並びに品位を汚さないこと。
- ・個人及び他の組織を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするものでないこと。
- ・虚偽のものではないこと。
- ・他の知的財産権を侵害するものではないこと。
- ・前項の掲載基準に抵触するか否かの判断は、管理者が行う。

管理者は、本会ホームページの内容が第4条の掲載基準に抵触すると判断した場合は、当該箇所を直ちに削除することができる。

(個人情報利用目的)

第8条 支部ホームページの各サービスの利用に関し、書面や支部ホームページ上を通じて取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用する。

(ホームページへのリンク等)

第9条 支部ホームページへのリンクは原則として自由とする。ただし、支部ホームページの内容を無断転載等してはならない。

(権利の帰属)

第10条 支部ホームページのコンテンツに関する権利（知的財産権）は支部に帰属する。

(接続管理)

第11条 支部ホームページのデータを置くサーバーは、運営管理者が管理する。

(免責事項)

第12条 利用者が支部ホームページの情報を利用して行ったことによって生じた損害について、支部は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この指針に定めるもののほか、支部ホームページの管理運営に必要な事項は県南支部理事会で決する。

附則

この指針は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。